

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日は、
当該翌日がと日)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例 (昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

目次

◆条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

◆教委規則 鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

◆教訓令 鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する訓令

昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号の一
部改正

条例

第十二条の三第一項中「高等学校の教諭」を「高等学校の教頭、教諭」に、「伴なう」を「伴う」に改める。
第十二条の六中「定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なう」を「定時制の課程又は通信制の課程を置く」に、「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に、「こえない」を「超えない」に改める。
別表第三イの備考中「校長」を「校長、教頭」に改め、同表ロの備考中「園長」を「園長、教頭」に改める。
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号) の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「校長」の下に「、教頭」を加える。

この条例は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頼

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条、鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条、鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

2 高等学校の分校に、その分校に関する校務を整理する教頭を置く。ただし、前項の規定により分校に教頭を置くこととなるときは、この限りでない。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十四条の四第二項中「校長を補佐し」を「校長の監督を受け」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第五条を次のように改める。

第五条 学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置く。

2 学校の分校に、その分校に関する校務を整理する教頭を置く。ただし、前項の規定により分校に教頭を置くこととなるときは、この限りでない。

第六条及び第六条の二 削除

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第三条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「実施校に、」の下に「通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭及び」を加え、同条第二項中「前項の教諭及び」を「前項に規定する」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

第四条 鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(鳥取県立養護学校学則の一部改正)

第五条 鳥取県立養護学校学則（昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

を次のように定める。

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

教諭、養護教諭、助教 論、養護助教諭、講師、 事務職員	職員の所属する 学校の校長
教頭、教諭、養護教諭、 助教諭、養護助教諭、 講師、学校栄養職員、 事務職員	職員の所属する 学校の校長。た だし、共同調理 場に勤務する学 校栄養職員につ いては、所属す る共同調理場の 長

この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和三十三年五月鳥

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する

定報告書（昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号）の一部を改定し、昭和四十九年九月一日から施行する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和三十三年五月鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部を改正する）の一部を次のように改正する。

一の1中「第1表の5」を「第1表の6」に改める。

一の2中「第1表の8」を「第1表の9」に改める。

教諭、養護教諭、	教頭、教諭、
養護助教諭、	教諭、養護助
講師、事務職員、	教諭、講師、
員、技術職員、	事務職員、技
實習助手、寮母	術職員、實習
員その他の職員	助手、寮母そ
	の他の職員

に改め

学校栄養職員	第1表の5	第2表の5
事務職員	第1表の6	第2表の6
教頭、主事、通信教育主事	第1表の2	
教諭、助教諭、講師	第1表の3	
養護教諭、養護助教諭	第1表の4	
事務長、事務職員、事務嘱託、事務補助員	第1表の5	
技術職員、実習助手、実習補助員	第1表の6	
寮母	第1表の7	
用務員、労務補助員	第1表の8	

に改める。

この訓令は、昭和四十九年九月一日から施行する。
る。

附則

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

鳥取県市町村立学校職員及び鳥取県立学校職員の勤務評定書及び勤務評

を

教頭	第1表の2
教諭、助教諭、講師	第1表の3
養護教諭、養護助教諭	第1表の4
事務職員	第1表の6
技術職員、実習助手	第1表の7
寮母	第1表の8
現業主事	第1表の9

に改める。

別表の第一表の1中「・主事・通信教育主事」を削り、別表の第一表の八中「用務員・労務補助員」を「現業主事」に改め、同表を別表の第一表の九とし、別表の第一表の七を別表の第一表の八とし、別表の第一表の六中「・実習補助員」を削り、同表を別表の第一表の七とし、別表の第一表の五中「事務長・事務職員・事務嘱託・事務補助員」を「事務職員」に改め、同表を別表の第一表の六とし、別表の第一表の四の次に次の一表を加える。

第1表の5 (学校栄養職員)

勤務評定書 定期時
臨時

(秘)

評定日 昭和 年 月 日

評定期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

通し番号	
------	--

所属	学校(共同調理場)			氏名				性別	男女
職名	給与	等級	号給	生年 月日	明治 大正 昭和	年 月 日	生 年 月 日	満 年	

A 勤務実績

(1) 職務の状況

評定要素	観察内容	評定				
		優秀で ある	優良で ある	普通で ある	やや努 力を要 する	努力を 要する
特	A	B	C	D		
栄養管理	1 献立作成は、児童生徒の実態にあつた栄養量及び し好を考慮し、計画的に行つてゐる。 2 献立及び調理の改善、向上に努めている。 3 給食物資の検収、保管、管理を適切に行つてゐる。 4 栄養、衛生に留意した調理指導を適切に行つてゐる。					
衛生管理	1 給食施設、設備の衛生管理を適切に行つてゐる。 2 調理従事員に対する衛生指導を適切に行つてゐる。					
栄養指導	1 栄養指導に必要な資料の作成及び関係資料の提供を行つてゐる。 2 地域の食生活改善(家庭配布用献立表の作成等)に努めている。					
事務管理	1 給食に関する書類、記録、資料等の整理、整頓を行つてゐる。 2 給食に関する調査、統計を行つてゐる。					
研修	1 職務に必要な専門的知識や技能を深めるよう努め いる。 2 一般的な教養の向上に努めている。 3 研修の機会を活用するように努めている。					

(2) 勤務の状況

(1) 勤務態度

評定要素	観察内容	評定				
		優秀	優良	普通	やや努力を要する	努力を要する
ある	ある	ある	ある	する	する	
特	A	B	C	D		
誠実に勤務にあたつている	1 時間をよく守り、常にまじめに勤務にあたっている。 2 言行が一致して率先実行している。 3 規律を守り、熱意をもつて勤務にあたつている。					
責任をもつて勤務にあたつている	1 仕事は積極的、能率的であり、成果は期待にこたえている。 2 義務の履行、約束の実行を確実に行っている。 3 困難に際して責任回避や失敗に対して責任転嫁しない。					
協力して勤務にあたつている	1 職員と積極的に協力している。 2 利己的、打算的なところはない。 3 相手の立場も理解して勤務にあたつている。					
公正な態度で勤務にあたつている	1 判断にかたよりなく、正しいことを言い、また行うのに勇気がある。 2 児童、生徒の取扱いにかたよりがないよう努めている。 3 公私の区別を十分わきまえて勤務にあたつている。					

(1) 出勤状況

(1) 病気休暇 日 (2) 欠勤 日 (3) 遅刻 (4) 早退

B 総評

評定	評定者				調整者				
	優秀である	優良である	普通である	やや努力を要する	優秀である	優良である	普通である	やや努力を要する	
特	A	B	C	D	特	A	B	C	D
所見									

C 適性・性格

(1) 適性

(2) 性格

特にすぐれている点

D 特記事項

昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
----------	----------

評定者職氏名

調整者職氏名

別表の第二表の五を別表の第一表の六とし、別表の第二表の四の次に次の
一表を加える。

秘

第2表の5

學 校 栄 養 職 員 勤 務 評 定 報 告 書 (定期・条件・臨時)

評定者は記入しないこと。